

令和7年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和7年6月27日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第35号 古橋遊水池整備工事請負契約の変更について
- 日程第2 議案第38号 瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第37号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第40号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第36号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第43号 財産（トイレカー）の取得について
- 日程第8 議案第44号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について
- 日程第9 議案第45号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 発議第7号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第14 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件
- 日程第15 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮 川 頌 健	2番	横 田 真 澄
3番	北 村 彰 敏	4番	関 谷 英 樹
5番	今 井 充 子	6番	広 瀬 守 克
7番	藤 橋 直 樹	8番	若 原 達 夫
9番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 淵 ひろし

13番 今 木 啓一郎
15番 棚 橋 敏 明
17番 若 井 千 尋

14番 杉 原 克 巳
16番 庄 田 昭 人
18番 若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都市整備部長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環境経済部長	臼 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

また御多用のところ、本議会を傍聴いただいております皆様、誠にありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第35号及び日程第 2 議案第38号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更について及び日程第 2、議案第38号瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋直樹君。

○産業建設委員長（藤橋直樹君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、6月17日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、どれだけの雨量を想定し、どれだけの対応ができるようになったのかとの質疑に対し、5年に一度起こり得る大雨に対し、おおむね26分程度の雨量を調整できる計算であるとの答弁があり、また、当該遊水池より先の計画はあるのかとの質疑に対し、当該遊水池より下流は一級河川の宝江川であり、県の管理区域となる。河川改修については、当市と安八町で構成する宝江川改修促進期成同盟会により毎年改修に向けた要望を県に対し行っている。改修までの期間は、宝江川に設置されている堰板、取水ゲートの管理を適正に行うよう安八町と覚書を締結し、豪雨の前に撤去を行い、流下をスムーズにする体制を整えている状況であるとの答弁がありました。

また、転落防止の防護柵など配慮されているのかとの質疑に対し、遊水池の周囲には高さ1.8メートルのフェンスを設置済みであるとの答弁がありました。

また、水位計、防犯カメラの設置の考えはとの質疑があり、水位計は東側の遊水池に1か所と上流側に1か所設置済みであり、国道21号北の宝江川に県の許可を得て1か所設置する予定である。防犯カメラについては、現時点では設置の予定はない。今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、遊水池としては工事が完了し、中央の道路部分は未完成なのかとの質疑に対し、遊水池はゲート操作等の確認のため試験運用を開始しており、雨が降れば水が入られる状態である。道路については、路床までは完成するが、舗装については今後発注予定の市道10-1号線道路改良工事にて施工するため、通行可能となるのは今年度末となる予定であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第38号瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、災害その他非常の場合の定義はとの質疑に対し、国の通知は能登半島地震を契機に発出されていることもあり、大規模な災害や想定しないような事態があった場合が想定されるとの答弁がありました。

また、明確な基準はなく、状況に応じてということかとの質疑に対し、そのような認識であるとの答弁がありました。

また、非常時であると判断するのは市長かとの質疑に対し、改正条例では市長が認めることとあるので、市長が判断してということになるとの答弁がありました。

また、指定業者の説明はどのように行うのかとの質疑に対し、指定業者には指定された旨の証書が発行される。市ではホームページ上で指定店の一覧も掲載しているとの答弁がありました。

また、証書には指定店の有効期限などの記載はあるのかとの質疑に対し、5年の有効期限があり、有効期限末日が記載されているとの答弁がありました。

また、近隣市町の条例改正の状況はとの質疑に対し、他市町の6月議会の議案を見ても同様に改正する実態があり、相互に助け合い、災害復旧できる体制が全国的に整うのではないかと考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和7年6月27日、産業建設委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号及び日程第4 議案第40号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第3、議案第37号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第40号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号18番 若園五朗、議長の発言の許可をいただきましたので、報告いたします。

ただいま一括議題となりました議案2件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、6月18日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第37号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、瑞穂市内の5つの小規模保育所は現在、ほかの保育所等との間でどのような連携をしているのかとの質疑に対し、1つは系列の幼稚園と連携している。そのほかの4つについては、近くの公立保育所と連携しているとの答弁がありました。

また、瑞穂市も国の基準の改正に伴う条例改正の対象なのかとの質疑に対し、対象である。改正による影響は少ないが、今後新たに小規模保育所ができる場合に、この改正の影響を受ける場合もあるため、国の基準に合わせて改正を行うものであるとの答弁がありました。

また、瑞穂市では現在、連携については問題ないが、今後問題が起きるようなことはないのかとの質疑に対し、瑞穂市において保育ニーズは伸びている状況のため、今後問題が起きないとは言えない。しかし、小規模保育所の新設があった際に、連携する施設がすぐに造れない場合でも、今回の改正によって幅広く対応できることが想定されるとの答弁がありました。

また、今後新たに小規模保育所ができたときに、ほかの保育所等との間で連携がうまくいかない場合も想定されるが、その際は市としての支援策を講じるのかとの質疑に対し、市としては、相談があれば近くの公立保育所と連携をしていただくように話をするつもりである。公立の保育所は小規模保育所より規模が大きく、経験豊富な保育士も多数在籍するため、連携という意味合いを考えると、公立の保育所と連携することがよいと考える。しかし、連携に関しては事業者の考えもあるため、連携の選択肢を増やすものと考えたとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第40号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、郵送料の補正に関して、8月の年次更新で送付する全部を簡易書留にする必要が出てきたという話だが、なぜその必要が出てきたのかとの質疑に対し、7月末の有効期限到来に伴う年次更新について、当初の予定ではマイナンバーカードの健康保険証利用登録者には資格情報のお知らせを普通郵便で、登録がない方には資格確認書を簡易書留で送付することとしていた。しかし、国から今回、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無に関わらず、後期高齢者医療制度加入者に対し資格確認書を交付するという通知があったため、送付する全部を簡易書留にする必要が出てきたとの答弁がありました。

また、国が直前に方針を変えた理由はどのように捉えているのかとの質疑に対し、令和6年12月に現行の被保険者証の新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用の利用率は上昇しているものの、後期高齢者の利用率はほかの年代と比較し相対的に低い状況にある。令和7年7月31日に発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方から申請が市町村に集中するおそれがある。こうした混乱を回避し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続することと厚生労働省より通知が来ているとの答弁がありました。

また、後期高齢者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録はどのくらいかとの質疑に対し、令和7年3月現在の利用登録率は72.63%であるとの答弁がありました。

また、万一、簡易書留を受け取れなかった場合、どのような対応となるのかとの質疑に対し、郵便局の配達員がまず一度家に伺い、不在の場合は2度目の配達をさせていただいている。それでも不在の場合は不在票が家に入り、その後一定の期間は郵便局での預かりとなる。それでも受け取りがない場合は市役所に返却となるので、市役所で保管し、本人が来庁された際に本人確認の上、交付することになるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和7年6月27日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第37号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第40号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号から日程第10 議案第46号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第5、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第46号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

この議案については、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
総務委員長 広瀬守克君。

○総務委員長（広瀬守克君） ただいま議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月19日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長、各部長及び所管の課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について、要点を絞り報告します。

初めに、議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、駅前対策事業の地方債の利率について、実際は何%で借りるのかとの質疑に対し、事業終了後、事業費が確定してから借入れを行うため、利率は借り入れる時期に決まるとの答弁がありました。

また、歳入の都市計画事業債の増額の理由はとの質疑に対し、国の社会資本整備総合交付金の額が決定し、交付金の額が予算より増額している。したがって、交付金の額を基に算定している地方債についても増額をするとの答弁がありました。

また、監査委員費の会計年度任用職員報酬を減額した経緯はとの質疑に対し、職員の異動を考える上で、会計年度任用職員の職の必要性、本人の働きやすい環境、能力を生かせる場所を考えて今回の異動としているとの答弁に対し、監査委員事務局に充てていた会計年度任用職員の仕事が必要なくなったため人を減らしたのか、議会事務局と兼務にしたことにより議会事務局職員が会計年度任用職員のしていた仕事をするため減額したのかとの質疑に対し、人事上、職場全体を見て総合的に判断しているとの答弁がありました。

また、なぜ議会事務局と監査委員事務局を兼務とする必要があったのかとの質疑に対し、令和6年度採用は採用試験を2回実施したが、思ったより採用できなかった。令和7年度採用については試験方法を変更し、多くの方が受験した。それでも定員管理計画の目標数値には不足しているとの答弁がありました。

また、生活保護システム改修委託料について、どのようなシステム改修かとの質疑に対し、令和7年10月から生活扶助基準が見直されること及び国の令和7年度の生活保護被保護者調査の調査項目が変更となることなどに対応するもので、基幹となる生活保護システムの改修であるとの答弁に対し、変更の原因は国の生活保護全体のシステムの見直しで、費用は全額国からの補助金であっていいと思うが、こういった立てつけかとの質疑に対し、国からの補助金は補助率2分の1であり、81万4,000円を歳入に計上しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第46号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、本来であれば給食費を値上げしなければならないところを、今回、国の予算を使って、今年度中給食費を上げなくていいという考えでいいかとの質疑に対し、今回の補正予算では、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が交付決定され、国の推奨事業にも学校給食費があるため、7月の給食負担金を免除する。食料品価格の高騰に影響を受けている子育て世代の支援を行うための臨時交付金の事業と、既に主食分は年間で契約額が決まっているため、その部分に対して予算を増額する。本来、学校給食法で定めているとおり、給食費は保護者が負担するものであるが、物価高騰の影響を受けているということで、主食分の値上がりに対して負担するということで予算を補正しているとの答弁がありました。

また、米はその年に取れたものかとの質疑に対し、県の学校給食会を通じて瑞穂市産の米を使っている。令和7年度分については、令和6年産で確保できているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、報酬単価に変更のないものもあるがどうしてかとの質疑に対し、執行経費を国の経費と合わせており、国の基準で上がった職のみ上げているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第43号財産（トイレカー）の取得についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、最大何回使用できるのかとの質疑に対し、約1,000回使用できるとの答弁がありました。

また、納入までの間に災害があった場合、契約業者からトイレカーを貸してもらうことができるのかとの質疑に対して、発注してから製造するものであり、業者は車両を常時保有していないため借りることはできないとの答弁に対し、納入以前の災害の場合、どこかからトイレカーを借りることはできるのかとの質疑に対し、トイレカーにこだわらず、ラップポントイレなどその他の方法で避難所のトイレ環境を整備しないといけないと考えている。また、県外からの応援も考えられるため、県とも調整していくとの答弁がありました。

また、トイレカーのラッピングも契約金額に含まれているのか。こういったデザインにするのかとの質疑に対し、ラッピング代も契約金額に含まれている。みずほバスなどを参考に、かきりんや特産物などのデザインを考えているとの答弁がありました。

また、トイレカーの見取図のようなものはないのかとの質疑に対し、手元にある図面でよければ後ほど用意できる。ただし、製造過程で変更する可能性があるため、あくまでも参考図書としていただきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第44号財産（小中学校電子黒板OS）の取得についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、OSの更新は本体を購入してから初めてかとの質疑に対し、これは現在使用している黒板用のパソコンの基本ソフトウェアである。このサポートが令和7年10月で終了することに伴い本体を更新するものであるが、令和2年度以降に導入したものについてはアップデートのみであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第45号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和7年6月27日、総務委員会委員長 広瀬守克。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について反対討論を行います。

款2総務費、項6監査委員費において271万4,000円減額されております。この金額は、今回の補正予算総額と比較をすれば大きな割合を占めているものではありません。

しかし、監査委員事務局、そして議会事務局という行政をしっかりチェックする機能を持つ事務局の役割が問われる今回の人事異動の過程の中で生じたものであり、そのことを抜きにして、単に会計年度任用職員の方の勤務する場所の異動ということだけでこのままこれを済ませてしまっては、やはり問題があるのではないかと考えております。

私は、総括質疑の場において、この減額の理由を質問したところ、監査委員事務局にこれまで勤務されていた会計年度任用職員の方の個人の状況から、より力を発揮できる場を確保するためと説明がなされております。提供していただく場を、活躍できる場を確保する、そのため

のほかの部署への異動だと説明をされたわけであります。適材適所、これは非常に大切なことだと私も思っております。

しかし、これまでの職場であった監査委員事務局が不適當だということではないと思います。1年間ではありますけれども、非常に頑張っておられたとも思っておりますし、そのポジションを続けることができれば、もっと経験も生かすことができたのではないかと、そんなふうにも思っております。

監査委員事務局を全て議会事務局と併任させるという今回の組織変更が大本にあったからこそ、このせっきくの経験を生かすことができなくなってしまった。ここに問題の本質があるのではないかと私は思っております。

また、私の一般質問において、監査委員事務局が併任から専任に変わっていった経過について、副市長は合併時、かなり役職者が多いということで事務局が分離されたかのような説明をされましたけれども、しかし、この説明は誤解を招くものではないかと私は思っております。

合併当時、併任されていた議会事務局と監査委員事務局が分離する動きが出てきたのは、合併後6年を経過した平成21年、完全に分離したのは翌年の平成22年です。その当時の総務委員会あるいは本会議の議事録を見ますと、いかに監査の機能を高めていくのか、そういった議論がいろいろある中で、監査委員事務局を独立していったほうがよいという、そういった経過があって、このような現在の形がつけられたと思います。確かに定員が確保されていないという状況が解決されないとなかなか根本的な解決にならない、そういった御意見もあります。確かにそれは大きな課題でありますけれども、議会事務局と監査委員事務局の併任という問題は、人員不足ということだけに感取をしてはならないと思います。

特に今年度、昨年度とじゃあ大きく人員の不足が悪化したのかということ、そんな状況でないということも明らかになっております。また、事務の効率化、こういったことも当然追求をしていかなければならないことだと思いますけれども、これらもまた、それだけの問題ではないというふうに考えております。

基本は何といっても市長部局から独立し、独自の行政機能を監視していく役割を担う議会事務局と監査委員事務局の役割、これをどのように認識し、どのように担保していくのか、そういったところが根本の問題ではないでしょうか。

森市長は、私の一般質問の最後の答弁として、この問題について、採用状況を見て、年内には結論を出していきたいと述べられました。私としても、ぜひ市長部局からの独立した監査委員事務局と議会事務局の併任は改めていただけるよう、この場もお借りして、またお願いをするところであります。

どちらにしても、この監査委員事務局の会計年度任用職員の方の費用減額を認めてしまうということは、監査委員事務局と議会事務局の併任、こういったものを結果的に認めてしまうこ

とになってしまうのではないかと。私は、この１点をもって、今回の補正予算（第２号）には反対をしたいと思います。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 議席番号８番、創緑会、若原達夫です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第39号令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第２号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

補正予算のうち教育費の占める割合が６割程度あり、その中身についても、南小学校の特別教室の工事請負費と学校校務支援業務委託料に予算計上されております。必要不可欠な緊急性を要する事業であると私は考えております。

また、消防費関係や生活保護システム改修委託料にも充てられています。そのほか、会計年度職員の手当等の増加による内容であり、適正な補正予算の内容であると私は考えております。

監査委員の減額につきましても、執行部より幾度となく個人情報に関する人事異動であることや職場全体を見て総合的に判断した内容であるとの説明もあり、補正予算に反対する事項には私は当たらないと考えております。

また、先ほど関谷議員の反対理由にもございましたが、問題になっております議会事務局と監査委員事務局の件につきましては、今回の補正予算の審議内容とは全く異なり、討論が必要であるならば、違った場で討論、検証しなければならない事項であり、本補正予算の内容とは異なると私は考えております。

以上の理由により、議案第39号令和７年度瑞穂市一般会計補正予算（第２号）について、賛成の立場から討論させていただきました。皆様におかれましては、適正なる審査をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第43号財産（トイレカー）の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第44号財産（小中学校電子黒板〇Ｓ）の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第45号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第46号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時10分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第11、発議第7号事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木啓一郎議長より発言のお許しをいただきましたので、藤橋直樹議員、庄田昭人議員、若園五朗議員の御賛同をいただきまして、事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきます。

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書。

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要となってきています。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、よりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興

計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着していると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

最後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対して、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

なお、提出先は、内閣総理大臣 石破茂殿、国土交通大臣 中野洋昌殿、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

ただいま議案となっています意見書について質問させていただきます。

この防災について、日頃からは若井さんは防災について見識高くいろいろ発言されておられまして、今回こういう意見書を出されたというのは、なるほどなと思わせていただいておりますけれども、基本的には賛成なんですけれども、私も初めてこの内容について知ったものですから、整理の意味で教えていただきたいんですけれども、確かに災害というのはいつ来るか分

からないということで、事前に、既に瑞穂市でも体制とか手順等の検討はされてまとめられておると思うんですけども、それプラス、国のほうは事前準備ということで、この事前準備がどこまで何ができるのかという部分で非常に分からない部分があったんですけども、一部ここに建物や土地利用状況などの必要なデータの整理というのが入っています。この部分は、災害によって、その辺のところは、この建物や土地利用状況などの必要データを整理という部分が、事前復興まちづくりの計画に、何かどういうふうに役立つというのがもしお分かりになるようだったら教えていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番 若井でございます。

ただいまの鳥居議員の御質問に私なりにお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、これ能登地震の映像なんかを拝しますと、例えば何階建てのビルがそのままごっそり建物が崩壊することなく倒壊しておるような画像、映像があったりとかというと、この災害によっては、冒頭にお話ししましたように、いろんな地震、災害が想定されます。また、全国の自治体においても、その土地、土地によって災害が、想定される状況が違うというふうに思います。

ですから今、瑞穂市であれば、例えば液状化現象等が心配されるというような心配がありますけれども、海岸線沿いではないので津波の心配はないというか、またそういうことが想定されると思いますので、今、建物どうこうという話になると、例えば古い町並みが、昭和56年以降で、前でしたかね、木造建築物なんか密集しておる地域とか、いろんなことが想定されると思います。

いずれにしても、各自治体で計画が策定される中において、その地域に人口減少とかいうことも網羅させていただきましたが、その地域、自治体の抱える状況というのは違うというふうに想定をしての内容かなというふうに思います。

いずれにしても、国が、この意見書は御存じのように、地方からこういう意見をまとめて、国に対して政策をしっかりと立案していただきたいということを要望するわけでございますが、今御質問があったように、その地域、地域によって実情が違うのではないかなというふうに考えられますので、こういった文言によって国にいろんな幅広く検討していただくような内容を網羅していただきたいということで、このような内容になっているということを御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ありがとうございます。何となく分かりました。

そして、もう一点なんですけど、このガイドラインの制定を政府のほうは平成30年にどうも

出したらしいんですけど、平成30年以降、自治体でこの事前復興まちづくり計画を策定したところがあるかと思うんですけども、その策定した自治体で被災があって、これがうまく生きたとか、そういう事例が何か聞いたことあれば教えていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 鳥居議員の御質問に、お答えになるかどうか分からないんですけど、今おっしゃったように、今回、ガイドラインが2023年7月のガイドラインを持っておりますけど、今お話しされたように、災害というのは本当にいつどういうふうに起こってくるか分かりません。

例えば、これ、災害に対して備えをするという地域がたくさんあると思います。私、議員をさせていただいてから静岡県焼津のほうに視察に行きましたが、当時はすばらしい最新型の防災を備えた施設がございましたけど、20年ぐらいたって、非常に機能がもう古くなってきたというようなことがございます。

ですから、災害はないにこしたことはないと思いますが、今御質問いただいたような策定をして、それがいい成果につながったかどうかというような事例を掌握しておるかというふうに質問されれば掌握はしておりませんが、やはり流れ、流れの中で、災害に対して、先ほど言ったように想定外というのはもうなくしていこうとかいうような話もあって、想定範囲で災害を受け止めなければいけないというふうに全国の皆さんは思っているんじゃないかと思いますが、それでもやはり冒頭にお話しした、本当に災害が激甚化、頻発化していく中においては、つくってもそれで十分な内容にあるかということと言われれば、そうではないというふうに思っておりますので、成果があったかどうかという御質問に対しては、十分把握をしていないということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発議第7号事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書について質問をさせていただきます。

この意見書において、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年度7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えるが、復興体制や復興手順検討にとどまっている現状であると説明があります。

この意見書を当市から、今回議会から提出するに当たって、この瑞穂市、当市の取組状況がどうなっているかということ、現状を把握する必要があるかと思います。

そこでお聞きしますが、当市における復興事前準備の取組状況を把握されていまして教

えてください。

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 関谷英樹議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私もこのことに関しまして、当市はどうなのかという、今回の一般質問の藤橋直樹議員の一般質問にもございましたが、その際に、企画部長の御答弁も非常に当市は前向きで考えていただいておりますし、結論から言いますと、まだ全国の着手率が67%ということで、当市も確認をさせていただきましたが、近隣市町の動向を見ながら策定をしていくということでございます。

市長の御答弁の中にも、市長はマニフェストの中で事前防災を考えるということで、また私も防災士の資格を取得し、瑞穂市の防災士会にも加盟させていただいておりますが、市長の御答弁にありましたように、レスキューストックヤードの栗田代表などは本当に全国的にボランティアで展開されておる団体がこの瑞穂市の出身の方であるということで、非常に瑞穂市もこの防災に関しては先頭を切って発信をしていかなければならないのではないかなというふうに思いつつも、当市はまだこの、先ほどの鳥居議員の御質問にもお答えしましたが、各地域によって災害が違う、いろんなことが想定されますが、今回やはり着手率、まずやっていかなければいけないなということを進めていращやるところというのは、やっぱり海岸線の、津波があったということで、その二次災害に対して対応して着手しなければならない、私どもも昭和51年の水害以来、大きな災害がないということで、これは本当に危機感は持っていただいておりますが、町全体がこの防災に対してしっかり取り組んでいかなければならないということでは十分理解をしていただいておりますけど、現在まだ着手はされていないというふうに聞いております。

いずれにしても、この瑞穂市、災害が全くないわけではないと思いますので、私も含め、また議会の皆さん、また執行部の皆さんと一丸となって、こういったことをしっかり国に、瑞穂市議会として要求をして、しっかりと予算、また技術なんかの情報も得られるようなことをどんどんどんどん発信していくことも大切なことを思いましたので、御賛同いただいで提出させていただいております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（今木啓一郎君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（今木啓一郎君） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長（今木啓一郎君） 日程第14、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、意見交換会部会の設置について及び研修部会の設置についてが提出されました。

これから意見交換会部会及び研修部会の設置についてを採決します。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、2つの部会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、意見交換会部会及び研修部会を設置することに決定しました。

これより意見交換会部会及び研修部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思いますので、意見交換会部会は正副議長室、研修部会は議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでの間は年長の部会員が部会長の職務を行っていただきますようよろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時59分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

意見交換会部会及び研修部会の部会長及び副部会長が決定しましたので御報告します。

意見交換会部会は、部会長 鳥居佳史君、副部会長 横田真澄君、研修部会は、部会長 庄田昭人君、副部会長 若井千尋君、以上のとおりです。

日程第15 議員派遣について

○議長（今木啓一郎君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして、3件説明します。

まず1件目は、令和7年7月16日に岐阜県市議会議長会主催による議長会議、講演会及び情報交換会が多治見市バロー文化ホールほかで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和7年7月31日に株式会社廣瀬行政研究所主催による広聴広報に関する講座が東京都としま区民センターで開催されますので、効果的な広聴広報の進め方を学ぶため、議会広報編集委員4名を派遣するものです。

3件目は、令和7年8月21日、OKBふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーです。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、地方行政を取り巻く諸課題について理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 以上の3件について、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（今木啓一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月27日

瑞穂市議会 旧議長 庄田 昭人

議長 今木 啓一郎

旧副議長 森 清一

副議長 若原 達夫

議員 若園 五朗

議員 宮川 頌健